

麻生区健康づくり推進連絡会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、区の特性を生かした市民健康づくり運動を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会議の名称は、麻生区健康づくり推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）とする。

(所掌事項)

第3条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域の健康課題に関すること
- (2) 「川崎市食育推進計画」と連携する、「川崎市健康増進計画」の推進に関すること
- (3) 地域特性を生かした健康づくり推進のネットワークづくり
- (4) その他必要な事項

(構成員)

第4条 連絡会議は、地域の健康づくり関係団体の代表者等を含む12名以内をもって構成する。

2 川崎市保健所麻生支所長は、施行日から起算して最長2年を経過するごとに、構成員の見直しを検討するものとする。

(オブザーバー)

第5条 連絡会議は、地域の健康づくりに貢献しようとする企業・団体を連絡会議に参加させることができる。

2 オブザーバーは、構成員又は川崎市保健所麻生支所長から推薦のあった者とする。

3 川崎市保健所麻生支所長が構成員の見直しを検討するときは、オブザーバーの見直しも併せて検討するものとする。

(愛称)

第6条 連絡会議の参加者（構成員又はオブザーバー。以下「参加者」という。）の愛称を「あさお健幸パートナー」（以下「愛称」という。）とする。

(愛称の使用基準)

第7条 愛称は、次の各号のいずれかに該当することが認められる場合に使用するものとする。

- (1) 区民の健康意識を高める取組に使用するとき。
- (2) 地域の健康づくりを活性化する取組に使用するとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは愛称を使用することができない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 区の信用又は品位を害するものと認められる場合

- (3) 連絡会議の参加者の品位を傷つけるおそれがある場合
- (4) 営利を主たる目的とする活動に利用しようとする場合
- (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (6) 特定の個人、政党、宗教団体の売名に使用しようとする場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (8) 愛称の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) その他川崎市保健所麻生支所長が適当でないと認める場合
(愛称の使用期間)

第8条 愛称を使用できる期間は、愛称を使用する者がこの会議の参加者である期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、区が必要と認める場合は、参加者が愛称を使用できる期間を参加者毎に変更することができる。

(無償)

第9条 愛称の使用は、無償とする。

(経費等の負担)

第10条 市は、参加者が愛称の使用に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損害の責任)

第11条 市は、参加者が愛称を使用したことに起因する損害について、一切の責任を負わない。

2 参加者が、愛称を使用した活動等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市又は参加者に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

(個人情報の適正な維持管理)

第12条 健康づくりの活動を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(庶務)

第13条 連絡会議の庶務は、麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課において処理する。

(分科会)

第14条 食育の推進に関する事項について、より専門的な連絡調整を図ることを目的として、「食育推進分科会」を運営することができる。

2 食育推進分科会の運営に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、川崎市保健所麻生支所長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 麻生区健康づくり推進会議設置運営要綱（平成22年2月26日施行）、麻生区健康づくり推進会議公募委員選定委員会設置要領（平成26年4月1日施行）及び麻生区健康づくり推進会議公募実施要領（平成18年3月1日施行）は廃止する。

附則

- 3 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 4 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 5 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

- 6 この要領は、令和8年4月1日から施行する。